

◎佐賀県条例第28号

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（昭和41年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第31条の2 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) <u>人事委員会規則で定める職員が異常な自然現象により重大な災害が発生した現場で行う応急作業その他の人事委員会規則で定める危険な作業に従事したとき。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる場合</u> 作業に従事した日1日につき<u>840円</u>（作業が著しく危険であると認められる区域で行われた場合その他の人事委員会規則で定める場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額以内の額を加算した額）</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第31条の2 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) <u>職員が異常な自然現象により重大な災害が発生した現場で行う応急作業その他の人事委員会規則で定める危険な作業に従事したとき。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる場合</u> 作業に従事した日1日につき<u>1,080円</u>（作業が著しく危険であると認められる区域で行われた場合その他の人事委員会規則で定める場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額以内の額を加算した額）</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第31条の2の規定は、令和6年1月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

2 この条例による改正前の佐賀県職員特殊勤務手当支給条例第31条の2の規定に基づき、この条例の施行の日の前日までに、適用日以後の期間に係るものとして、同条第1項第1号に規定する職員で同号に規定する作業に従事したものに支払われた災害応急作業等手当は、改正後の条例の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。